

# (別冊資料)

## 総務教育常任委員会資料

(令和3年12月1日)

### ○中国地方知事会

#### 共同アピール

①住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について	2
②相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について	21
③東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて～地方が自ら輝き続けるために～	31
④地方税財源の充実について	40
⑤地方創生を力強くすすめる前提としての基盤整備について	46
⑥全世代型社会保障制度の実現に向けて	54
⑦「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について	61
⑧参議院議員選挙における合区の解消について	65

### ○近畿ブロック知事会

新型コロナウイルスと共に存する持続可能な新たな社会づくりに向けた提言	68
------------------------------------	----

### ○関西広域連合

新型コロナワクチン追加接種及びワクチン・検査パッケージに関する緊急提言	74
-------------------------------------	----

### ○全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言	76
第6波への備えと日常生活の回復に向けて	93
新型コロナウイルス感染症「第5波」検証等結果報告書（概要）	94

令和新時代創造本部

中国地方知事会共同アピール

# 住民の生命・生活を脅かす 新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年10月15日  
中國地方知事会

# 住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、多くの命や安全・安心な生活が奪われ、新たな格差や貧困、差別や孤立などを生み出している。

全国の新規感染者数が減少し、医療提供体制への負荷も軽減されていることから、9月30日をもって19都道府県の緊急事態宣言と8県でのまん延防止等重点措置が解除された。こうした中、国民の感染対策への意識の薄れや、新たな変異株の発生などを起因とした感染再拡大の恐れは何としても阻止しなければならない。

中国地方知事会としても、年末にかけ懸念されている「第6波」による感染再拡大の波を何としても抑え込むべく、これまで5度にわたる感染拡大の波を乗り越えてきた経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等による徹底した感染の抑え込みや、特に、若年・中年層に対し円滑なワクチン接種を促すことに加え、抗体カクテル療法や追加接種の促進など、感染対策に全力を尽くすとともに、疲弊した地域経済の回復に向けた対策についても、引き続き積極的に取り組む決意である。

そのためには、国との一致結束した取組は不可欠であり、次の事項について国の対応を強く要請する。

## 1 第5波の総括及び第6波に備えた効果的対策の提示

デルタ株への置き換わり等による急激な第5波の到来と、その後の急激な感染者数の減少など、その経過・原因、対策の効果等については十分な検証が必要である。

今後必ず到来する第6波に備えるためにも、国において、諸外国との比較も含めて科学的根拠や知見を交え、今回の第5波の分析・検証を早期に進めた上で総括を行い、今後有効となる具体的な対策を都道府県と共有するとともに国民に対してしっかりと提示すること。

## 2 コロナ禍からの出口戦略

出口戦略・行動制限の緩和の検討に向けて、地域の実情に応じた制度となるよう、国は速やかに、自治体と十分に協議すること。

「ワクチン・検査パッケージ」を適切に運用するためには、まず大前提として、どのような状況・場面で運用するのかを明確に示す必要があるとともに、実施の前提となるワクチン接種率を含めた様々な指標を示す必要がある。可能な限り制約のない日常生活を徐々に戻していくよう、適用場面・適用期間を含め制限緩和の具体的な内容、及び終了時期について明示し、集中ヒアリングを始め国民的な議論につなげること。さらに、緊急事態宣言地域等における緩和を前提とした議論ではなく、そうでない地域における感染対策強化も視野に入れた幅広い議論を行うこと。

「ワクチン・検査パッケージ」の実施における、PCR検査の受検や検査結果証明書に係る個人負担への支援策、市区町村や保健所、医療機関の負担とならない制度設計、その他、ワクチンを接種できない方への支援をはじめとする各種取組への支援を拡充するとともに、個人の人権にも十分配慮した取扱いがなされるよう留意するとともに具体的な規範やガイドラインを示すこと。

また、これらの証明書等については、紙などのアナログでの運用はもちろんのこと、デジタル化も早期実現すること。

技術実証について、結果の評価方法をあらかじめ設定の上、データを蓄積・分析、公表するとともに、その知見を活かして本格実施に移行すること。

また、国・自治体・事業者の役割分担などを含めた詳細な内容を速やかに示すこと。加えて、今後、地元の円滑な協力が得られるよう、技術実証に必要な費用については、全て国の負担とすること。

なお、出口戦略の検討においては、行動制限の緩和を中心に議論されているが、感染しても重症化させずに国民の命が守られる医療体制の確保が出口戦略の根幹であり、積極的疫学調査や入院・治療の徹底を堅持する体制の構築を併せて議論すること。

また、今般の新型コロナによるパンデミックを教訓に、感染防護を一元的、主導的に担う組織の創設などを検討すること。

さらに、行動制限の緩和と併せて、デルタ株や新たな変異株の発現も念頭に置きながら、感染が再拡大するなど最悪の状態も想定し、現状よりも強い措置がとれるように、対処方針や立法措置、制度運用の見直しに向けて議論を進めること。

### 3 緊急事態宣言等の実効性の確保

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、地域の感染状況を踏まえ知事

の要請に応じて機動的に発動すること。あわせて、手続の簡素化や迅速化等の見直しを行うとともに、更に強い措置となるロックダウンのような手法のあり方についても検討すること。また、知事が特措法第24条第9項に基づき行う、人ととの接触を低減させるための協力要請に対する国の財政支援の対象を飲食店以外にも拡大すること。

また、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の対象となった地域においては、実効的な時短営業・休業要請となるように、人流抑制効果が高い商店街単位での小規模店舗など、飲食業と大規模施設以外についても協力支援金の財政措置をすること。

加えて、協力金の下限単価、日額売上高等、制度間での公平性を確保するとともに、早期給付の導入や支給算定額の複雑化による自治体事務の負担軽減、必要な財源措置等を行うこと。

まん延防止等重点措置については、緊急事態宣言に至らないための前段階の措置という制度の趣旨に則って運用するとともに、同一都道府県内全域を対象可能とするなど、措置内容の抜本的な見直しを含め、実効性を格段に引き上げる運用とし、国の責任の下で、特措法・旅館業法等の必要な法整備を早急に検討すること。

直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更することも含めた運用の見直しをはじめ、爆発的感染拡大の危機を突破するため、現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置について、例えば、ロードプライシングなどあらゆる思い切った措置も含め、速やかに検討すること。

#### 4 新たな変異株に対応した保健・医療提供及び検査体制の充実強化

全国各地において、デルタ株等の変異株の急速な感染拡大、重症例が増加するなど、新型コロナウイルスとの闘いは、新たな局面に入ったが、過度な負担を医療現場にかけることなく、安全な保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講じること。

- ・積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、県と保健所が感染ルートを探知し、感染の封じ込めを図れるよう支援を行うこと。
- ・変異株も含めた新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を民間検査機関も含めて整備するとともに、民間検査機関も含め、変異株サーベイランスに要する経費の全額を国が負担すること。

- ・変異株の国内での感染力の変化や特性、ワクチンの効果、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を明示すること。
- ・新たな変異株を早急に確認できるよう、全ゲノム解析を全ての地域で実施できる体制を早急に構築するとともに、各地の感染状況を国において集約し自治体に提供すること。あわせて、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。
- ・世界各国での変異株の確認等を踏まえ、感染力が高い変異株流行国・地域からの入国について引き続き対策の強化を徹底するとともに、感染状況に応じて機動的に対象国の拡大等を行うこと。
- ・積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対する、更なる財政的、技術的、人的支援を行うこと。また、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務効率化・簡素化について継続して検討を行うこと。
- ・P C R 検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換並びにそのための体制整備の徹底及び強力な財政支援を行うこと。
- ・無症状者等へのP C R 検査等（モニタリング検査）の効果的な実施に加え、医療機関や高齢者、障害者施設の従事者の集中検査や新規の入院・入所者に対する検査を実施するとともに、それに対する十分な財政支援を行うこと。
- ・発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受け入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。また、個人防護具の支給等の支援を継続すること。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設や同一医療機関内の転床時の診療報酬かさ上げなど、包括支援交付金による支援を充実すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れにより一般医療が制限された場合の経営上の損失について補償すること。また、これまでの教訓を活かし、重症患者や中等症患者を受け入れるべく十分な病床確保並びに医療従事者の確保ができるよう制度改正を含めた見直しを行うこと。

- ・中和抗体薬（カシリビマブ・イムデビマブ、ソトロビマブ）について、必要な患者へ迅速かつ公平な供給体制をさらに加速させること。
- ・自宅療養前には、血液検査やバイタル確認などを行い、重症化の恐れがないことを確認するなど、早期受診・早期治療の体制を確立すること。
- ・患者の安全を確保するため、外来における診療体制と往診等の体制構築を速やかに進め、自宅療養を余儀なく強いられる感染者に対し、「パルスオキシメーター」等、治療に必要となる医療機器や医薬品等の十分な確保をはじめ、容態の急な変化や悪化に対し即時に対応できる医療体制が早急に構築できるよう、支援を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講じるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・子どもの感染が増加している状況を踏まえ、ワクチン接種の対象年齢に満たない児童や幼児が利用する小学校や放課後児童クラブ、保育所、幼稚園等における感染防止対策に要する経費について、十分な財源を確保し適切な支援を行うこと。
- ・介護や障害福祉サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業等について、地域の実情や要望等を踏まえ、国の責任において令和2年度と同様に十分な財政措置を講ずること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策としての介護・障害分野の報酬上乗せ措置は9月末までとされ、10月以降は補助金により継続支援することとされたが、都道府県の財政負担増とならないよう、国が責任をもって財源を措置すること。また、都道府県及び各サービス事業所の事務負担が増加しないよう、手続等について簡素な方式の制度設計とすること。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるような法的措置や

行政の体制強化を検討するにあたっては、県内で統一的な対策の実施を可能とするため、県と保健所設置市との役割分担を見直し県主導で必要な措置を講じられる仕組みを構築することも含めて検討を行うとともに、その他地方の意見を十分に踏まえること。

- ・今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。あわせて、病床が不足した際に臨時の医療施設を開設する場合、医療従事者確保及び円滑な設置・運営に必要となる診療報酬の引き上げも含めた財政措置等の対策を講じること。
- ・若年層への感染対策として、中等症等でも後遺症に悩まされること、陽性者数の増加が医療提供体制に深刻な影響を及ぼすこと、ワクチン接種後も基礎的な感染予防策が必要なこと、また、ワクチンの副反応や効果などに関する正確な情報を分かりやすく伝えるなど、行動変容を促すため、各世代に沿った広報媒体の活用等を含め、影響力の高い情報発信を国として強力に進めること。

## 5 ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向けて、ワクチン接種を迅速に実施するため、以下の取り組みを進めること。

### (1) 2回目接種の完了に向けた取組

- ・各都道府県、市区町村では、総理が言及された「今年10月から11月までの早い時期にかけて希望するすべての方への接種完了」に向けて、医療従事者の協力を得て接種体制を構築し取り組んでおり、国においては、3回目接種の前に、まず希望するすべての方に2回接種することを最優先とし、市町村が必要とする量のファイザー社製ワクチンを確保し、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう万全を尽くすこと。
- ・市区町村の実情を踏まえた上で、新たに12歳になる方などを含めて、希望する種類、量のワクチンを確実に供給するとともに、供給計画について丁寧に説明を尽くすなど、情報の早期共有を図ること。
- ・医師が交互接種の必要性を判断するための具体的な基準を早急に示すこと。
- ・第5波では12歳未満の子供が感染する事例が顕著に目立った

ことから、海外での接種事例や知見を踏まえつつ、速やかに接種対象拡大に関する国としての方針を示すこと。

- ・ワクチンの効果や副反応について、客観的データに基づいた分析・検証を行い、特に若年層・壮年層を中心に、接種が周りの方も含めて守ることを示す正確な情報を発信すること。
- ・ワクチンの接種が一定程度完了した後の状況を見据え、ワクチン接種の効果分析を国として行い、抗体の定着状況を把握するための抗体検査について、実施する主体や、実施の規模や時期など国としての見解を早期に示すこと。

## (2) 追加接種の実施に向けた取組

- ・「追加接種」や「交互接種」について自治体の予算や人員体制への影響も十分に考慮の上、科学的知見に基づき国としての方針を可及的速やかに示すほか、具体的なスケジュールを含めた接種の進め方や、優先順位等の考え方など、接種事務を担う市区町村の今後の接種計画の策定に資するよう、中長期的な接種のあり方について早期に提示すること。
- ・接種計画策定に必要となる供給量の目安を速やかに自治体に示し、供給量の急激な減少が生じないよう、必要なワクチンの種類、量を確保すること。
- ・大規模会場や職域接種で接種した方への追加接種については、適切な接種体制の構築や県の取組への支援、また希望する企業による実施を認めるなど、市区町村の負担の軽減を図ること。
- ・新たに12歳になる方など、希望者に対する接種は継続的に実施していくことを踏まえ、1・2回目用と3回目用のワクチンの相互間融通を可能とするとともに、自治体ではなく医薬品卸業者による低温での流通体制を構築すること。
- ・3回目接種の前提となるVRSの入力について、関係団体へ改めて早急な入力の依頼を行うとともに、読み取りエラーへの対応やエラーデータの補正等について、対応マニュアルの提供など可能な限りの支援を行うこと。また、事務作業を省力化し医療現場の負荷軽減を図るなど、国としてVRS入力促進についての支援や広報等を強力に行うこと。
- ・追加接種に要する費用については、地方の負担が生じないよう、国において確実に財政措置を講じること。
- ・3回目接種と「ワクチン・検査パッケージ」との関係性について、国として早期に考え方を整理し、示すこと。

### (3) 国産ワクチン・治療薬の開発

- ・新型コロナウイルスを完全に制圧するとともに、今後の変異株等へも対処するため、政府は大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国内臨床試験の推進も含め、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図ること。
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬として、既存薬も含めて、政府が主導して特効薬の研究・実用化を支援し、治療法の確立を実現すること。

## 6 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、全国の感染状況も踏まえ、感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とすることとし、医療・検査体制の強化や事業者支援等を進めるため、地方自治体が必要とする額を確保し、更なる増額を行うこと。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

あわせて、令和2年度に都道府県に交付された令和2年度分の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の残額については、一旦国庫返還手続等を行うことなく、令和3年度交付手続の中で効率的な執行ができるよう柔軟な取り扱いとすること。

## 7 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

厳しい経済情勢を踏まえ、地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、大胆な経済対策を実施するとともに、喫緊の対応として以下の対策を講じること。

### (1) 緊急事態宣言により影響を受けた飲食業等への支援の充実

緊急事態宣言対象地域外の飲食業やそれ以外の業種においても、緊急事態宣言により厳しい影響が生じているため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策を継続的に講じることが求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、市区町村も含めて地方団体が必要とする額について、引き続き交付金の確保を行うこと。特に、これまでの協力金が膨大な額に上る中、支給時期と臨時交付金の交付時期とのずれにより、一時借入に伴う利払いを余儀なくされている現状を踏まえ、補正予算等による地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額を実施すること。また、月次支援金等の支援措置について、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和、弾力的運用や協力金との併給容認等を図るとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、電子申請のサポート会場の複数設置等による迅速な給付、自治体が実施する支援制度との役割分担を図るための対象事業者の考え方などの情報提供を行うほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

### (2) 中堅企業、中小企業、小規模事業者等への支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、3月末で終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込みを再開すること。また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

### (3) 雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス

感染症対応休業支援金・給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るとともに、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。特に雇用調整助成金等の特例措置については、現行特例は11月末まで、うち中小企業の助成率は12月末まで延長される方針が示されたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる発出と長期化の影響が拡大していることを踏まえ更に延長すること。また、緊急事態宣言地域や重点措置区域内外にかかわらず全ての業種に特例措置を再適用するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

なお、雇用調整助成金の財源不足に伴う雇用保険料の引き上げに向けた検討をする場合は、感染拡大や感染防止措置により事業者や労働者ともに大きな影響を受けていることを踏まえ、経済状況が十分好転するまでは、一般会計からの充当など公費の投入で対応すること。

在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大規模企業等についても中小企業並みに助成率を引き上げること。

#### (4) 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、「緊急雇用創出事業」を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするために、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

#### (5) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。

と。

#### (6) 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないよう、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

#### (7) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字補填や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講じるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和2年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

#### (8) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

県内旅行の割引事業を財政的に支援する「地域観光事業支援」については、近隣圏域での旅行も含め、利用期間や予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、ステージⅢ相当以上により事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取り扱うこと。また、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とするなど、補助対象経費の拡充、一人当たりの補助限度額の引き上げ、間接経費上限（直接経費10%）の緩和等、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、Go To トラベル事業の再開にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、実施期限を延長し継続的な観光需要の喚起を図るとともに、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

Go To キャンペーン事業は地域経済に与える効果が大きいことから、各都道府県知事の意見も踏まえた上で、感染状況に応じて再開するなど柔軟に対応すること。Go To イート事業については、感染状況を鑑み、食事券の一時販売停止や利用自粛の呼びかけを行っていることから、食事券の販売期限（最長11月15日）及び利用期限（最長12月15日）の更なる延長及びプレミアム率の引き上げを行うとともに食事券発行額を拡充すること。

また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早

期に行われるよう円滑な運用を図るとともに、販売・利用期間の延長を行う際のキャンペーン事務局に支払う費用が適正なものとなるよう対応を講ずること。

#### (9) 米の需給改善及び価格安定に向けた対策の実施

コロナ禍による業務用需要の減少に伴う民間在庫量の増加が、米価の引き下げにつながり、稲作農家の経営が厳しい状況に直面していることから、令和4年産に向けて米の主産地に対して需要に応じた生産の徹底を促すとともに、「水田活用の直接支払交付金」をはじめとした主食用米から作付転換を図るための予算を十分に確保すること。

また、コロナ禍の影響における需給環境の改善は、生産者、関係団体等による取組だけでは限界があることから、在庫の解消に向けた抜本的な対策を講じるとともに、輸出拡大や消費拡大など需要回復・拡大に向けた対策を強化すること。

#### (10) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

#### (11) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

感染の再拡大や変異株の影響により出入国制限が隨時変更されている中、外国人材に対する在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために入出国手続等の早期の的確な情報提供を行うこと。あわせて帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

また、入国再開に際しては、受入企業に中小企業が多いことを勘案して、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担が過大とならないよう軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体にも財政支援を行うこと。

## 8 学校等教育分野や子育てへの支援

### (1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとともに、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講じること。

### (2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講じるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

### (3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対する偏見やストレス、いじめ等に対応して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

### (4) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備、ドアノブや水道ハンドルの非接触型への更新等を行った場合の経費について、十分

な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

#### (5) 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。あわせて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

#### (6) 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

#### (7) 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

#### (8) 保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

子どもへの感染が拡大しており、保育所等において感染防止対

策を徹底するために必要となる物品購入費、人件費等の経費について支援を強化するとともに、介護施設等への財政支援と均衡のとれた支援とすること。

また、今後、介護や障がい分野の施設・事業所職員に慰労金を支給する場合は、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職員についても、支給対象とすること。

#### **(9) 病児保育事業への支援**

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講じるなど、財政支援の充実を図ること。

### **9 新しいビジネスモデルの積極的な推進**

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

#### **(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進**

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

#### **(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備**

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

#### **(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援**

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

## 10 新たな日常に対応した自治体DXの推進

コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を確立するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

### (1) 行政手続の見直し

オンライン化、ワンストップ・ワンストップの実現に向け、全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、財政支援を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

### (2) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

### (3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの生体認証による個人認証、健康保険証や各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

#### (4) デジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

#### (5) 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

### 11 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、その家族等に対する偏見や差別、また、宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害、さらにはワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは決して許されるものではないことから、新型コロナウィルス感染症及びワクチン接種に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和3年10月15日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
岡山県知事	伊原木	太彦
広島県知事	湯崎	英嗣
山口県知事	村岡	政

中国地方知事会共同アピール

# 相次ぐ大規模災害を乗り越えるための 防災・減災対策について

令和3年10月15日  
中國地方知事会

## 相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、令和2年7月豪雨災害では、九州地方を中心に、西日本から東海、中部地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地に甚大な人的・物的被害を招き、コロナ禍の国民に大きな打撃を与えた。

さらに、本年7月から8月にかけて線状降水帯を伴う活発な前線が停滞したことにより、中国地方を含む全国各地で土砂災害や河川の氾濫が発生し、人的・物的被害を招いており、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかなくてはならない。平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害、令和3年7月、8月の豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「被災者見守り・相談支援事業」などの平成30年7月豪雨の被災者への総合的な支援については、補助率を嵩上げ（復元）するとともに、その必要額について財政措置を講じること。

(2) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされ

た生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

(3) 令和3年7月、8月の豪雨災害では、令和2年7月豪雨災害、平成30年7月豪雨の被災者が、3年余りで3度もの被災に至っている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

(4) 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

## 2 激甚化する自然災害に備えた国土強靭化対策の継続と防災・減災対策の強化

(1) 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が創設されたが、当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

(2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水事業予算を大幅に増額するなど、治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月豪雨で被災した小田川や、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生するなど、わずか3年余りの間に3度の浸水被害が多くの地区で発生した江の川下流域などの被災状況を踏まえ、国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

### 3 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

(1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

(3) 災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

(4) 緊急防災・減災事業債や防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、事業期間が令和7年度まで延長されることとなったが、恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(5) 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。

(6) 令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

加えて、近年、激甚化・頻発化する豪雨により、雨水だけでなく土砂や流木を含んだ大量の泥土の流入によるため池の埋没など、通常の管理や防災工事など既存のため池対策だけでは対応できない被害が発生している状況を踏まえ、ため池に係る新たな防災対策を検討すること。

#### 4 住民の主体的な避難を促す取組の推進

(1) 住民に災害から命を守るために主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる避難スイッチやマイ・タイムラインの普及などの取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

市町村長がこれまで発令してきた避難情報のうち、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化することなどを盛り込んだ改正災害対策基本法が施行されたが、新たな避難情報が真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

また、今般の「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めることになることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とともに、技術的支援を行うこと。

(2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成又は活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画又は個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を見直すとともに、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講じること。

あわせて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

(3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

## 5 総合的な治水・土砂災害対策の推進

(1) 平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害、令和3年7月、8月の豪雨災害と頻発している豪雨災害により、多くの箇所で越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在

進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

また、今年7月に静岡県で発生した大規模な土砂災害は、多くの人命や財産が奪われるなど、甚大な被害をもたらす事態となった。建設残土の処理に関しては、一部の自治体では条例等により規制しているものの、規制の厳しい自治体から緩い自治体へ建設残土が持ち込まれることが問題化しており、自治体単位での建設残土の適正処理の徹底には限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。あわせて、地方が実情に応じて定める条例の実効性を高める観点から、地方自治法の改正を行い、条例における罰則規定の上限を撤廃すること。

(3) 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、関係省庁間において連携や支援制度などの調整を進めるとともに、多様な主体による様々な対策の実施効果を定量的に評価する手法を構築するなど、流域治水プロジェクトの策定・公表により、住民へ治水対策の全体像をわかりやすく示すために必要な支援策を検討すること。

(4) 平成30年7月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

あわせて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

## 6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

## 7 持続可能なまちづくりに向けた住宅・建築物の耐震化を促す支援の拡充

災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化を加速させること。

特に、住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

## 8 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、公共施設等適正管理推進事業債の制度継続、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会資本の老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、汚水処理の改築に係る交付対象範囲が令和2年度から段階的に縮小されているが、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

## 9 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとよりその他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、更なる支援を行うこ

と。

## 10 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、二人操縦士体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において二人操縦士体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 災害時における支援物資の物流については、昨年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図れるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

## 11 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害等における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

(2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

令和3年10月15日

### 中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

中国地方知事会共同アピール

東京一極集中是正と  
人づくりの推進に向けて  
～地方が自ら輝き続けるために～

令和3年10月15日  
中國地方知事会

## 東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしている。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

こうした状況の中、我が国は新型コロナウイルス感染症による戦後最大とも言うべき危機に直面している。国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、経済に深刻な影響を及ぼす一方で、地方への企業機能の分散、テレワーク導入の加速等、国民の生活様式・労働環境に対する意識を大きく一変させ、特に転入超

過が続いた東京圏でも地方への転出超過が明らかになるなど、地方分散の流れを確実なものとし、地方への移住・定住を一気に進めていくべきである。

中国知事会としても国と一丸となり、この機会を契機に地方への呼び込みを積極的に進めていくとともに、防災・感染リスクの低減・地域活性化の促進に繋がる一極集中の是正を更に加速するよう、国において積極的に展開していくことを求める。

## 1 過度な東京一極集中を是正するために

### (1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なKPIを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講じるとともに、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制の更なる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・企業のみではなく、移転と共に従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

### (2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めるこ。

- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって产学研連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

### (3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスマディアやソーシャルメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。
- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。
- ・「新たな日常」に適応できる働き方・ライフスタイルとして、適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築につなげるため、場所や時間にとらわれないテレワークやワーケーションなどの働き方の推進に向け、テレワーク環境の整備に対する補助金や税制優遇等の財政支援を拡充するとともに、企業経営者や労働者に対する機運の醸成に取り組むことで地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）につなげること。
- ・新規就農の促進に向けて、これまで国の全額負担により「農業次世代人材投資事業」及び「農の雇用事業」が展開されてきたところであるが、令和4年度予算概算要求において、両事業を改めた「新規就農者育成総合対策」が、地方と十分な議論を行わず、唐突に打ち出された。このように、一方的な制度見直しを進めるのではなく、農業者にとって、より有益な制度となるよう、県、市町村、関係団体との適切な役割分担など、国と地方が一体となった効果的な新規就農者支援のあり方について地方との協議を重ね、合意の上で、制度を開始すること。また、財政力によって新規就農者等に対する支援に地域差が生じることから、これまで同様、全額を国庫により措置すること。

#### (4) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。
- ・地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題があるため、国においても制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができるよう権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、住民の利便性を維持しつつ、各県の取組が後退しないシステム設計とするとともに、その導入にあたって地方に負担が生じないよう必

要な財源措置を行うこと。

#### (5) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターンの状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な調査を実施すること。

## 2 地方創生の取組を推進するために

#### (1) デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
- ・自治体が利用するサービスにおいて、個人情報の管理に係る懸念から、サービスを停止することがないよう、個人情報を取り扱う事業者における情報管理の在り方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。
- ・デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を發揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- ・EdTech コンテンツやSTEAM学習等などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。
- ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、既設の光ファイバ設備

の増強への財政的支援や、都市部のみならず条件不利地域を含む地方への5G基地局の早期整備を促進すること。さらに、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の補修・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。

- ・光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを速やかに行い、交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を対象経費とすること。
- ・IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。
- ・国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価基準やガイドライン等を整備しているところであり、地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策や財政的支援を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

## (2) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料やグランドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・地方空港における国際定期路線の運航再開や、地方の港湾における国際クルーズ客船の受入再開等に必要となる水際対策に係る検査体制整備について国の責任において実施すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメ

ント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

### 3 人づくりを推進するために

#### (1) 子育て支援等の充実

不妊症・不育症について、保険適用となる検査・治療の範囲を広げることも含め、経済的支援の更なる拡充を行うとともに、産後ケア事業について、受け皿拡大や提供サービスの充実が図れるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

#### (2) 地方の教育の魅力向上・充実

##### ① 乳幼児教育・保育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じるとともに、更なる処遇改善を実施すること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

##### ② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。
- ・高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

### (3) デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「G I G Aスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、低所得世帯等の生徒のみが対象となっている高等学校等の生徒1人1台端末の整備に関する補助について、全ての生徒を対象とすること。

### (4) ジェンダー平等な社会づくりの推進

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2020年度の男性の育児休業取得率は12.65%に留まっており、2020年度の目標値である13%に達していない。

よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目標達成に向け、

- ・イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・性的マイノリティの方も含めて、誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

令和3年10月15日

### 中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政

中国地方知事会共同アピール

## 地方税財源の充実について

令和3年10月15日  
中國地方知事会

## 地方税財源の充実について

令和3年度の地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税が大幅な減収となる中で、地方交付税総額は、前年度を0.9兆円上回る17.4兆円が、地方一般財源総額は、地方が地域社会のデジタル化推進や防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、税収減による財源不足拡大の影響を受け、前年度に比べて2.3兆円増の5.5兆円と大きく増加し、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

また、感染症の影響による地域経済の停滞に伴い、地方の税財源確保は不透明な状況にあることから、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

### 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充

(1) 新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、地方が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の市町村分を含む2兆円規模の増額や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的かつ確実に措置すること。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、基金への積立要件の弾力化や事業期間の延長など、柔軟で弹力的な運用を図ること。
- (3) 令和4年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるように、適切な地方交付税の算定を行うこと。
- (5) 令和2年度限りとされている減収補填債の対象税目拡大や公的資金の確保について、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度の措置を踏まえ、必要な措置を講じること。

## 2 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創生はないということを踏まえ、新型コロナウイルスの影響で疲弊した地域経済の立て直しを図るためにも、地方単独事業を含め、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」や「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

(2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

さらに、今後も、地方創生に向けた地域の課題解決には、自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化など、第2期「総合戦略」を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう、拡充・継続を図ること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除すること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(4) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質

的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和4年度以降も継続すること。

(5) 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業」について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弹力的で柔軟な運用を検討するとともに令和4年度以降も延長し、公用施設も含め対象を拡充すること。

### 3 地方税制の改革の推進

(1) 地方が責任をもって、社会保障はもとより、新型コロナの感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。

(2) OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から適切かつ早期に検討を開始すること。

(3) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から

10 年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。

(4) 法人事業税におけるガス供給業に係る収入金額課税方式については、令和3年度与党税制改正大綱の検討事項において、「課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討すること」とされているが、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、電気供給業を含め、現行制度を堅持すること。

(5) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

令和3年10月15日

### 中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

中国地方知事会共同アピール

# 地方創生を力強く進める前提としての 基盤整備について

令和3年10月15日  
中國地方知事会

## 地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくることが必要である。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靭化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

さらに、コロナ後の新しい資本主義の実現を果たしていくためには、地方からデジタルの実装を推進する、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組が重要である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 高規格道路ネットワーク等の早期整備

(1) 国の骨格を形成する高規格道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高規格道路の沿線では、

企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿道については、供用済区間が未だ半分程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、依然として高規格道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成30年7月豪雨においては、中国縦貫自動車道及び山陰道が、通行止めとなつた山陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなど、ネットワークの効果を発揮する役割を担つたところであるが、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高規格道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、国において、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道・山陰近畿道等の事業中区間のより一層の整備促進と、米子・境港間の高速道路を含む未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路が本来有するべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、暫定2車線区間の4車線化を早期に実施すること。特に、令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において「優先整備区間」とされた岡山米子線、山陰道、広島浜田線などについては、財源を確保した上で、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、既に4車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、安全・安心の確保を図るための緊急対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の有効な対策を早期に講ずること。

(2) 主要な国道・地方道は、高規格道路ネットワークと一体となり、渋滞の解消や、地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資するほか、大規模災害時に緊急輸送道路や迂回路の役割も担うため、その整備促進を図ること。

また、今年度策定された新広域道路交通計画を踏まえた重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定・整備にあたっては、地域の意見を反映

するとともに、補助事業等による重点支援を行うこと。

## 2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

## 3 道路整備予算の確保

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進むインフラの老朽化等に対応すべく、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消や予防保全による老朽化対策等に取り組み、防災・減災・国土強靭化の加速化・深化を図る必要があることから、道路の整備・管理に長期安定的に取り組むための道路予算の総額を確保し、整備が遅れている地方に重点配分すること。

特に、東京一極集中のは正による多核連携型の国づくりや安定した物流確保に対応し、ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるインフラとして必要不可欠な高規格道路ネットワーク等について、新たな財源の創設などにより早期整備を図ること。

## 4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などにもらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道網の整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進

するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

また、地方鉄道の活性化のため、高速化・快適化に向けた国の財政支援制度の拡充を行うこと。

## 5 生活交通の維持・確保

(1) 近年、人口減少等に伴いバス、タクシー等の事業縮小、撤退が顕著となってきていることから、地域の実情・ニーズに応じた移動手段の確保や住民主体の共助交通など、地域の生活交通を維持する取組に対して財政支援を行うこと。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

あわせて、今年5月に策定された「第2次交通政策基本計画」に示すとおり、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討に早急に着手すること。

また、運転手の確保が困難となる中、バスやタクシーなどへの適用が期待される自動運転技術について、中山間地域での社会実装が進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

(2) 新型コロナの影響等により厳しい経営状況にある地方鉄道に対して、その役割が引き続き堅持されるよう、財政支援等抜本的な対策を講じること。

特に、第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

また、JRについても、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化していることから、地域住民の貴重な足となっている地方の鉄道ネットワークに対する一定の経営支援策を講じること。

さらに、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続の見直しを行うこと。

(3) 離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

また、SO<sub>x</sub> 規制強化に伴う燃料価格の上昇により影響を受ける船舶等の公共交通機関に対して、必要な財政支援を講じること。

## 6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大等により、大幅に減便した路線の回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持のための取組に対し、支援を行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した段階において、首都圏をはじめとする大都市圏と地方とを結ぶ航空路線網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後に期待される海外のインバウンド需要を取り込めるよう、地方空港の国際線の復活に向けた支援を行うとともに、その段階においては、水際対策が重要となることから、国の責任において地方空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

また、国が創設した訪日誘客支援空港の制度の対象となる空港を現在よりも拡大し、地方空港が取り組む航空路線網の拡充に対する支援としての着陸料やグランドハンドリング費用等への補助等、訪日誘客支援空港に対する支援を拡充すること。

加えて、訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

## 7 港湾の整備促進等

(1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安

定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

(3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

(4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。

ついては、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で休止状態にあるクルーズの再開に向けて、今後の外国クルーズ客船受入に係る指針など、国としての方向性を示すとともに、各港湾管理者が取り組む感染拡大防止対策の支援を行うこと。

## 8 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタルインフラの整備

コロナ後の新しい資本主義を実現するためには、特に、中山間地域における5G及び光ファイバ等のデジタル基盤整備を、都市部に遅れることなく、早急に推し進める、デジタル田園都市国家構想の推進が不可欠である。そのため、

- ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援や、条件不利地域を含む地方への5G基地局の早期整

備を促進すること。さらに、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の補修・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。

- ・光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを速やかに行い、交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を対象経費とすること。

## 9 ヒアリ等の対策の推進

(1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の国内定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

また、地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築し、地方が実施する防除や拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

(2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

令和3年10月15日

### 中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

中国地方知事会共同アピール

# 全世代型社会保障制度の実現に向けて

令和3年10月15日  
中國地方知事会

# 全世代型社会保障制度の実現に向けて

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討がなされ、令和2年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が定められたところである。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

## 1 地域医療の確保

(1) 厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求めていたが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療提供体制を確立する上でも、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたところである。このため、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方については、改めて工程が示されることとなっており、検討にあたっては、地方の意見や新型コロナウイルス感染症対策を優先せざるを得ない地方の実情を十分に踏まえ、一律の基準や無理なスケジュールを地方に押し付けないこと。あわせて、地域医療構想に基づく改革を行うにあたり、民間病院との役割分担等も含め、地方とも丁寧に協議をしながら実効性のある支援を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政的支援措置を講じること。

(2) 医師確保対策の推進については、新型コロナウイルス対策により医療人材がひっ迫していることに加え、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定される。地方の医師不足は、人口の多寡のみならず地理的条件等によって状況は大きく異なり、全国一律の基準や指標に基づく取組だけで解決するものではない。単純に医師の需給推計や偏在指標により、

地方での医師確保の努力や取組を毀損し、制限する政策の実行は適当でないことから、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。

特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠の確保による地域枠の措置を継続するとともに、一定水準の恒久定員を担保すること。また、臨時定員による増員について、国が新たに示した地域枠の定義を満たすことを一律に求めるうことなく、地域の実情に応じた取組ができるようすること。あわせて、医師養成のための奨学金制度運用に必要な財源の充実などを支援すること。

また、新専門医制度における専攻医募集定員のシーリングは、医師の絶対数が少ない地方への設定をしないこと。専門医の地域での受け入れを促進するため、地方財政措置を含めた仕組みづくりを行うこと。

臨床研修募集定員の新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在することから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行うこと。

保健所において、感染対策の中核を担う公衆衛生医師の確保に向け、より一層の取組を行うこと。

(3) 地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。また、医療提供体制推進事業費補助金についても、地域において良質な医療を提供するために必要不可欠であることから、事業執行に支障を生ずることなく安定的な実施ができるよう十分な予算を確保すること。

## 2 持続可能な社会保障制度の確立

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応

じて措置を講じること。

さらに、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩にも耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。また、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

### 3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

(1) 健康増進・疾病予防対策の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

ワクチン接種により予防できる病気につかならないようにするため、速やかに、おたふくかぜ及び帯状疱疹を予防接種法の対象として定期接種とすること。

インフルエンザワクチンについて、感染及び重症化の予防を目的とした定期接種化を目指して、引き続きワクチンの有効性について調査研究を実施すること。

生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を必須の健診項目にすること。

(2) がん予防・早期発見の推進として、効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 子宮頸がんの予防については、これまでも、最新の知見を踏まえた予防接種の在り方の検討に積極的に取り組んでいただこうとする要望してきたところであるが、HPVワクチンの積極的勧奨の再開を検討されるにあたり、WHOの声明や世界の潮流を踏まえて、科学的なエビデンスに基づく検討を行い、結論を早期に示すとともに、9価ワクチンを定期接種

の対象に加えること。

(4) 介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務軽減や生産性向上のための介護ロボットやＩＣＴ機器の普及に向けて介護事業者への支援を更に強化すること。

また、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

(5) 主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準について、令和3年度報酬改定において引き上げの措置がなされたが、未だ実態とは大きな乖離があるため、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算について、障害者の配置加算に準じて創設すること。また、障害児の報酬単価は、障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、算定構造の見直しも含めた改善を行うこと。

## 4 次世代を担う人づくり

(1) 子どもを中心に、既存の縦割りを打破するため、各府省の担当部局を統合再編して、「こども庁」を創設するとともに、子どものため、子どもの権利を守る観点を第一とし、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織となるよう、施策の実施者である地方の声を踏まえること。なお、子ども関連の政府支出について、欧米の先進諸国並みに引き上げることを目安に拡大すること。

(2) すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に發揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していくため、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、地方の一般財源総額を確保するとともに、新たな交付金の創設も含めた「人づくり革命」のための財政措置を講じること。

(3) 若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、必要な財源措置を講じること。また、男女がと

もに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度の導入促進などに取り組むこと。

- (4) 待機児童を解消するために、保育士等の抜本的な待遇改善や就労環境の向上など保育士確保策や保育の受け皿の整備拡大を着実に進めるとともに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。また、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。
- (5) 子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講じること。
- (6) 不妊治療費について、政府は令和4年4月から保険適用を目指しているが、保険適用とする治療については幅広く対象とすること。また、保険適用外となる治療も含め、不妊に悩み治療を受ける方の経済的支援を図ること。さらに、不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成をより一層進めること。
- (7) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大されたため、ニーズが増加することが見込まれる。産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、技術的助言や財政支援を講じること。
- (8) 子どもの貧困対策や居場所づくり、ひきこもり、ヤングケアラーなど困難な環境にある子ども・若者に対して行う地方の実情に応じた取組へ支援を行うこと。

令和3年10月15日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

中国地方知事会共同アピール

# 「カーボンニュートラルの実現」に 向けた取組の推進について

令和3年10月15日  
中國地方知事会

## 「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について

昨年 10 月 26 日に行われた第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、また、本年 4 月 22 日の気候変動サミットにおいて、「2030 年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を 2013 年度比で 46% 削減」と、「2050 年カーボンニュートラル」の長期目標と整合的で、野心的な方針を表明された。

以降、「2050 年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」として、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しが行われているところであり、本年 6 月には、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」具体化、「地域脱炭素ロードマップ」の公表など、カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速している。

民間事業者においても ESG 金融の進展に伴い、RE100 や SBT など「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050 年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

### 1 地域の特性を生かした脱炭素化の取組の推進

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国は 2030 年の削減目標を大幅に引き上げたところであるが、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、国として水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新等に率先して取り組むとともに、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

### 2 地域産業における脱炭素化の取組の推進

(1) カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学官連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講じること。

- (2) 脱炭素社会に対応した産業構造への転換において、地域中小企業の技術力向上と市場参入機会の創出につながるよう、これらが主体となって行う実証研究等を、グリーンイノベーション基金等に地方創生枠を創設し支援すること。
- (3) 現在、国においてカーボンプライシングに関して、検討がなされているところであるが、カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や成長に資するものとなるよう、そのあり方を広く議論し、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、中小企業の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、地域中小企業に過度な負担が生じることがないよう、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等までの継続的な支援を行うこと。
- (5) モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。

### 3 暮らし等における脱炭素化の取組の推進

- (1) 新築住宅に対するZEH基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電のさらなる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細やかな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。
- (2) 我が国のCO<sub>2</sub>吸收量の約9割を占める森林吸收量を中長期的に確保・強化するとともに、木材利用による炭素の長期貯蔵や化石燃料代替等によるCO<sub>2</sub>排出削減を図るため、皆伐再造林の推進、特定母樹の早期普及、住宅・建築物の木造化・木質化や未利用材の搬出等について継続的な支援を図ること。

(3) カーボンニュートラルの切り札となるグリーン水素を活用するためには、水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。

#### 4 地方自治体における脱炭素化の取組の推進

(1) 2030 年度時点の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46% 削減するという政府目標の実現に向けて、第 6 次エネルギー基本計画で示される再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するため、地方自治体が「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。

(2) 地域脱炭素ロードマップにおける「脱炭素先行地域」の選定基準や改正地球温暖化対策推進法における地方自治体の「地域脱炭素化促進事業の促進区域」設定に係る候補地選定基準を早期に明示し、先行的な脱炭素モデルが全国に広がることによる「経済と環境の好循環」を生み出すよう、国において制度や支援の仕組みを構築すること。

(3) 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等の太陽光発電設置、ZEB 化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。

#### 5 国民理解の醸成

カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

令和 3 年 10 月 15 日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事 平井伸治  
島根県知事 丸山達也  
岡山県知事 伊原木隆太  
広島県知事 湯崎英彦  
山口県知事 村岡嗣政

中国地方知事会共同アピール

# 参議院議員選挙における 合区の解消について

令和3年10月15日  
中國地方知事会

## 参議院議員選挙における合区の解消について

参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うほか、全国知事会では、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長への要請活動を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成 30 年 7 月 18 日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置が講じられ特定枠制度が導入されたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、令和元年 7 月 21 日に実施された 2 度目となる合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率 38.59% を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の 3 県においても、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害は更に深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は、特定枠制度の導入をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

令和 4 年度に実施される第 26 回参議院議員通常選挙に向けて、このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

各都道府県から少なくとも 1 人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかりと反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和 3 年 10 月 15 日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸	治
島根県知事	丸 山 達	也
岡山県知事	伊原木 隆	太
広島県知事	湯 崎 英	彦
山口県知事	村 岡 翳	政

**新型コロナウイルスと共に存する持続可能な  
新たな社会づくりに向けた提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和3年11月**

## 新型コロナウイルスと共に存する持続可能な新たな社会づくりに向けた提言

近畿ブロック知事会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るための検査・医療体制の構築やワクチン接種の推進、感染の影響を受け苦境に立たされた事業者への支援の実施など国に提言を行いつつ、構成する府県が自ら率先し知恵を絞りながら総力を挙げて、府県民の生命・安全を守る取組みを進めてきた。

現下の新規感染者数は、一部の地域において下げ止まりが懸念されており、再拡大の可能性に備え引き続き最大限の警戒が必要である。一方で、ワクチン接種や病床確保・早期の重症化予防の取組みなどにより、医療提供体制等に関する状況は大きく改善された。また、緊急事態措置等が解除され、ワクチン・検査パッケージの導入に向けた技術実証が開始されるなど、社会経済活動の回復に向けた動きが本格化している状況にある。

近畿ブロック知事会では、感染拡大防止の徹底を図るとともに、今後の感染爆発に耐えうる安全・安心の確保に向けた環境整備、感染拡大防止と社会経済活動との両立に取り組む所存であり、国においても下記の項目について対処されるよう提言する。

### 記

#### I 感染拡大防止の徹底

##### 1 今後の感染爆発に備えた分析・検証の実施

今後の感染爆発に備えるため、国において「『次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像』の骨格」が示されたが、デルタ株への置き換わり等による急激な第5波の到来、その後の急激な感染者数の減少に至る経過や原因、緊急事態宣言等の発出による効果などの分析・検証を早期に進め、得られた知見を踏まえた具体的な対策を国民に対してしっかりと提示し、地方公共団体とも共有すること。

##### 2 ワクチンの追加接種・交互接種に向けた対応

ワクチンの追加接種や交互接種について、専門的知見に基づき、具体的方針を早急に示すこと。また、早期に必要な量のワクチンを確保するとともに、追加接種に関しては、地方自治体の負担が生じないような体制を構築するとともに、経費については国の責任において全額措置すること。

ワクチンに関する専門的知見に基づく正確な情報を分かりやすく継続的に発信すること。

##### 3 水際対策の徹底

世界各国での変異株の確認等を踏まえ、新たな変異株に対する水際対策を徹底し、対象となる変異株の流行国・地域からの入国規制については、感染状況に応じて機動的に拡大すること。

入国者に係る府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組み、健康観察期間中に有症状となった場合は、症状の程度にかかわらず漏れなく把握し、管轄保健所への通知と医療機関受診のフォローアップの徹底を図ること。

外国からの船舶入港前に取得している情報を、港湾管理者に伝達すること。

今後、制限を緩和する際は、専門家の知見も踏まえながら慎重に検討すること。

## II 安全・安心の確保に向けた環境整備

### 4 感染者の重症化リスクの軽減

中和抗体カクテル療法について、新たに医療機関による外来や往診での投与が認められたことや、新たな治療薬ソトロビマブが承認されたことを踏まえ、治療薬の供給を飛躍的に拡大し、必要な患者に迅速かつ公平に投与できるよう、全国の医療機関等へあらかじめ配布・備蓄するとともに、そのスケジュールや供給見込みを示すこと。

中和抗体薬の投与対象の範囲について、必要な患者に対し医師の判断で早期に投与できるよう弾力化を図ること。

自宅療養者の重症化を防止するため、早期受診・早期治療が可能となるよう、医療・看護関係者や保健所による往診・家庭訪問等の体制の強化、病状悪化時に確実に酸素投与等に繋がる施設の整備、機器や人材の確保など、十分な支援を行うこと。

今後とも、効果のある治療方法について医療機関が活用できる環境を整備するとともに、経口治療薬の早期実用化や医療人材の確保・育成を図ること。

### 5 第5波の教訓を踏まえた体制の充実・強化

感染者急増時に備え、国において都道府県の枠組みを超えた広域病床を別途整備し、病床がひっ迫した際には、患者を広域搬送し受け入れる仕組みを構築すること。

「公立・公的病院のコロナ専用病床化」に当たっては、一般医療に影響を及ぼさないよう、十分な移行期間を設けるとともに、都道府県とも十分に協議をした上で専用化する病床を決定するなど、人材の確保や財政措置も含め、国として責任を持った対応を行うこと。

保健所による積極的疫学調査等の実効性や機能を確保するため、PCR検査対象範囲の見直しや検査体制の向上を図るとともに、対応が遅れている地域については、国の責務において支援すること。

今般の新型コロナウイルスのパンデミックを教訓に、感染防疫を一元的、主導的に担う組織の創設を検討すること。

更なる感染拡大時には、国において他地域の医療人材に影響が及ばないよう、国立病院機構や大学病院等の人材を活用するなどの手法により、大都市圏を始めとする感染拡大地域にあらかじめ国立の臨時医療施設を設置するなど、医療提供体制の充実・強化を図ること。

今後インフルエンザの流行時期を迎えるが、インフルエンザと新型コロナの同時流行に備えた診療・検査体制の整備を進めること。

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、12月末までの当面の対応となっているが、1月以降も都道府県の必要額を措置すること。

オンライン・電話診療の普及・拡大に関して、診療報酬が低額であることが普及を阻害する要因になっていることから、適切な診療報酬体系に見直すこと。

## 6 感染爆発時における措置の強化

今後、感染爆発が発生した場合に、いわゆる「ロックダウン」のようなエリアや期間限定の強い措置による徹底した人流抑制策等の実行や、非常事態において一定の強制力をもった病床や医療従事者の確保、更には積極的疫学調査や入院措置に協力しない者への罰則強化など、特措法及び感染症法の改正を含めた法整備について早急に検討すること。

第6波に向けた対策の裁量権を基本的には都道府県に与えることとして、基本的対処方針について、各府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策をより効果的かつ大胆に講じられるよう、地方分権改革の理念に基づいた特措法の運用を行うこと。

## III 感染拡大防止と社会経済活動との両立

### 7 ワクチン・検査パッケージ・出口戦略の検討

ワクチン・検査パッケージについては、どのような状況・場面で運用するのかを明確にしたうえで、今後の事態改善に向けた手段の一つとなるよう、速やかに内容を検討すること。年齢制限や疾病等によりワクチンを接種できない方へのPCR検査等の受検や検査結果証明書に係る個人負担への支援、保健所や医療機関の負担とならない仕組みの構築、証明書等のデジタル化の早期実現に取り組むとともに、スマートフォンを持っていない人に不利益が生じないよう、紙等のアナログ利用を併用することとあわせて、マイナンバーカード等の活用も進めること。

ワクチン接種者と検査陰性者とは、感染や重症化のリスクが異なることに配慮すること。さらに、個人の人権に十分配慮した取扱いについて留意するとともに、終了時期についてあらかじめ明示すること。

ワクチン接種の進捗状況を踏まえた具体的な出口戦略については、地域の実情に応じた制度となるよう、地方公共団体と十分に協議できる場を設置の上、早期に検討し示すこと。出口戦略の検討においては、行動制限の緩和だけでなく、感染拡大防止策の根幹である積極的疫学調査や入院・治療の徹底を堅持する体制の構築についても併せて議論すること。

## 8 社会経済活動の回復・新たな日常生活の実現に向けた支援

社会経済活動の早期回復に向け、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって収入が減少した、飲食・観光・交通関係をはじめ幅広い分野・業種を対象とした需要喚起策や、地方創生臨時交付金の更なる増額など、補正予算編成により大規模な経済対策を行うこと。

各府県が実施している地域観光事業支援については、1月以降も実施できるよう、予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、予算の増額や追加配分を行うこと。

商店街の活性化等、消費喚起策を強力に進めるとともに、地方においてプレミアム付き商品券の取組み等を継続的に実施できるよう、令和4年度以降も地方創生臨時交付金等による支援を行うこと。

G o T o キャンペーンについて、十分な実施期間を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。

ポストコロナを見据え、国において、観光と感染拡大の関係性の分析・検討を行い、国内旅行及び外国人旅行客の受入れに関する観光再生ビジョンを強力に打ち出すこと。加えて、感染収束後の国際的な人流の本格的再開に向けた、新型コロナウイルスワクチン接種証明書の各国・地域との相互承認の推進や早期のデジタル化など、国外からの来訪者を円滑に受け入れるための方策について早期に検討すること。

文化芸術・スポーツに携わる人々の活動、イベント等の集客活動や魅力発信等の取組みに対する継続的な支援を行うこと。

新たな日常生活の実現に向け、テレワークの更なる導入・定着を進めるため、新しい働き方を前提とした雇用形態の多様化に資する制度整備や、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による生産性向上への支援等を行うこと。

## 9 ポストコロナを見据えた未来社会づくり

ポストコロナを見据えたイノベーション創出や、新たな製品・サービスの創出を促進するスタートアップ・エコシステム構築に向けた情報発信、スタートアップの育成・定着支援、海外投資家誘致等の実施に対する支援を行うこと。

コロナからの復興を真の国土強靱化に繋げるため、新たな「国土形成計画」の策定に当たっては、かつての全国総合開発計画における新産業都市や高規格幹線道路の整備、近時での文化庁の地方移転のような、抜本的な国土構造の改革に繋がる地方重視の国土政策を示し、強力に展開すること。

いのち輝く未来社会のデザインをテーマに掲げる 2025 年大阪・関西万博の開催を見据え、近畿圏の強みであるライフサイエンス分野における研究開発等の拠点整備や、再生医療をはじめとする未来医療の産業化に向けた支援を行うこと。

令和3年1月12日

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉本 達治
三重県知事	一見 勝之
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇 隆俊
大阪府知事	吉村 洋文
兵庫県知事	齋藤 元彦
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
鳥取県知事	平井 伸治
徳島県知事	飯泉 嘉門

## 新型コロナワクチン追加接種及びワクチン・検査パッケージ に関する緊急提言

新型コロナワクチン追加接種及びワクチン・検査パッケージについて、政府において次の事項について、迅速に対応されるよう提言する。

### 1. 追加接種の接種間隔について

追加接種については、「2回目接種から8か月間隔で実施する方針」で準備を進めてきたところ、11月15日の厚生科学審議会では「自治体の判断で6か月間隔も選択できる」とされたにも関わらず、11月17日には、突如、「事実上自治体の判断のみでは6か月間隔で実施できない」との方針変更がなされ、現場は大変混乱している。

- ①国として、「原則8か月間隔の接種方針」について、その根拠とともに、丁寧に広報すること。
- ②感染予防の観点から6か月間隔の追加接種に取り組もうとする自治体の判断を最大限尊重して柔軟に認め、前倒しに必要なワクチンを供給するとともに、その要件を具体的に明示すること。

### 2. 追加接種のワクチン供給について

11月15日の厚生科学審議会では、追加接種において、「ファイザー社とモデルナ社ワクチンの交互接種」が認められたことから、11月17日に示された来年3月までのワクチン配分では、交互接種が広く行われることを前提にモデルナ社ワクチンに偏った割合になっている。

一方、これまで「交互接種は例外的に実施される」とされてきたため、多くの対象者が希望するファイザー社ワクチンが足りなくなり、市区町村や医療機関が大混乱する恐れがある。

- ①ファイザー社ワクチンを希望する方が遅滞なく追加接種ができるよう、自治体の要望に応じて必要なファイザー社ワクチンを速やかに追加供給すること。
- ②今後、国として、広く交互接種を認めるのであれば、ファイザー社ワクチン接種者がモデルナ社ワクチンを追加接種できることを、安全性や有効性も含めしっかりと広報すること。

### 3. 追加接種における職域接種について

追加接種における職域接種については、11月26日に企業向け説明会が実施されるとの連絡があったものの、実施に向けての詳細な手続、運用方法等の内容が示されていないことから、国として、出来る限り速やかに具体的な作業スケジュールを示すこと。

#### 4. ワクチン・検査パッケージについて

感染対策と経済活動の両立に不可欠なワクチン・検査パッケージにおいて、無症状者への「幅広い無料検査の導入」などの方針が示されたところであるが、運用に際して必要となる、実施方法や財源、「感染時の対象拡大の要件」などが示されていないことから、国として、実務を担う都道府県に対し、具体的な内容を速やかに説明するとともに、健康上の理由によりワクチン接種ができない方への対応など都道府県の意見を踏まえ柔軟な制度構築・財政支援を行うこと。

令和3年11月21日

関西広域連合

広域連合長 仁坂 吉伸（和歌山県知事）

## 第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言

今月、政府は、急激な感染拡大により、多くの地域で医療提供体制が危機的状況に陥った第5波を教訓に、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を決定した。

その中では、今後の感染拡大防止対策として、医療提供体制の再整備に加え、ワクチン接種の拡大、治療薬の開発・確保、感染状況を評価する新たな基準の設定など新たな方針が示された。あわせて、行動制限の緩和や経口薬の活用など感染リスクを引き下げた上で社会経済活動を継続させる方針も示され、我が国は日常生活の回復に向け、新たな局面を迎えた。

全国知事会としても国民の生命と健康を守り、活力ある経済と日常生活を取り戻すため、国と一体となって全力で当たる決意である。政府におかれても、現場を知る地方と十分に協議を行った上で、実効性のある感染対策を早期に具体化するとともに、社会経済活動の維持と再生に向け、新たな経済対策にスピード感をもって取り組むよう、下記の項目について強く求める。

### 1. 日常生活の回復に向けた感染対策について

#### (1) 新たな対策の周知

政府が決定した「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」については、日常生活の回復を含め、ワクチンの追加接種や感染拡大時の更なる行動制限、ワクチン・検査パッケージの活用など、国民の社会生活に直接関わる事項が多数含まれていることから、老若男女を問わず国民全体で、しっかりと共有できるよう、周知方法を工夫しながら、積極的かつ徹底した広報を行うこと。

#### (2) 第5波の検証及び有効な対策の提示

デルタ株への置き換わり等による急激な第5波の到来、その後の急激な感染者数の減少など、その経過・原因、対策の効果等については十分な検証が必要である。

日常生活の回復に向けて、国において、第5波の収束原因を含めた分析・検証を早期に進めた上で、有効な具体的対策を都道府県と共有・実施するとともに国民に対してしっかりと提示すること。

また、今般の新型コロナによるパンデミックを教訓に、感染防疫を一元的、主導的に担う組織の創設などを検討すること。

### **(3) 基本的感染対策の継続**

ワクチン接種には発症や重症化について一定の予防効果が期待できるものの、ブレークスルー感染の事例が発生していることから、ワクチン接種者であっても会話時のマスクの着用や手指消毒、体調管理、換気の徹底など基本的な感染対策の継続を国民に強く呼びかけること。

また、お盆や大型連休など全国的に人の移動が活発になる時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、年末年始に向け、早い段階から国と都道府県が一体となって国民に対して基本的感染対策の徹底を注意喚起すること。

### **(4) 感染状況を評価する新たな基準への対応**

新たなレベル分類の考え方方が示されたが、病床ひつ迫をきたす前に、感染拡大の先行指標となる新規感染者数をもとに早期対策を講じて感染の波を小さくすることが重要である。

新規感染者の周辺の囲い込みが十分にできなければ、囲い込みから漏れた感染者が更なる感染拡大の要因となり、医療提供体制の崩壊を招く結果となりかねない。政府が新規感染者数などの感染動向を軽視するかのような誤ったメッセージとならないよう十分に配慮すること。

また、地域において実効性のある感染拡大防止対策を展開するには、レベルの区分けに関する最低限の基準や新規感染者数を含めた統一的な指標、予測ツールの使用方法や異常値が出た場合の統一的な対応など、ガイドラインを策定することも含めて検討すること。

レベルの移行については、都道府県が時機を逸すことなく、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に基づく対策を実施できるよう、各都道府県に委ねられているレベル評価と、国が権限を有する特措法に基づく措置との関係性を明確にすること。

### **(5) 実効性の高い感染防止対策**

第5波の検証から、都市部では域内の人流が増加した後に、地方では感染が広がる都市部からの流入数が増加した後に、感染者が増加する傾向が見られた。このため、レベル3以上の感染状況においては、人流を抑制する措置が必要であることから、実効性のある人流抑制策について、法制度の議論も含め、速やかに検討すること。

また、感染防止対策とイベント・行事等の両立を図るために、大規模イベント等についても、法制度の議論も含め、実効性のある感染防止対策を速やかに検討すること。

## (6) 飲食店第三者認証制度による感染対策の強化

認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化及び制度の一層の普及を促進するため、認証店を対象とした地域の実情に応じたプレミアム付クーポン券の配布などの需要喚起策に対し、財政支援を講じること。また、ワクチン・検査パッケージ制度においても認証店からの協力を継続的に得ることができるよう、認証店に対しても協力金を支給可能とするよう検討すること。

また、第三者認証制度を実施するに当たっては、各店舗の実施状況を確認する見回り活動を丁寧に行う必要があることから、国において十分な財政措置を講じること。

なお、飲食店利用者が店舗の対策を評価・発信する仕組みについては、公平公正な評価手法とすること。

## (7) ワクチン・検査パッケージ制度の運用

ワクチン・検査パッケージ制度が、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下における感染防止対策と日常生活の両立を図る手段として、どのような場面でどのように運用されるのかなど、より具体的な制度内容を早期に示すとともに、国民に十分周知し、理解を得る必要があることから、分かりやすい制度設計とするとともに、利用者・事業者双方に向けて積極的な広報を行うこと。

その運用については、全国共通の基準を示しつつも、地方の裁量で柔軟に対応できるようにするとともに、実施に当たっては、行動制限の緩和がどう影響するのか、分析・シミュレーションし、その結果を示すこと。

証明書等については、紙などのアナログでの運用はもちろんのこと、マイナンバーカードの利用等を含め、デジタル化を早急に実現すること。その際、証明書等発行の窓口となる市町村の負担が急増しないよう、十分配慮すること。また、証明書等のデジタル化については、既に各都道府県で工夫を凝らして取り組んでいる事例もあることから、こうした先行事例を柔軟かつ有効に活用すること。

「飲食」については、第三者認証を受けた飲食店が改めて登録申請書を提出することなく、制度の適用を受けることができるよう、手続きの簡素化を図るとともに、事業者登録及び遵守状況の確認に要する経費についても、国において全額財源措置すること。

「イベント」については、会場の種類や態様に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、内容の細分化を図ること。

なお、6歳以上12歳未満の子供については、現時点ではワクチン接種の対象となっていないことから、6歳未満の子供と同様に、保護者等が同伴する場合には検査を不要とするよう検討すること。また、今後の運用や効果の

実態を踏まえ、地方との協議を丁寧に行いつつ、制度を柔軟に見直すこと。

#### (8) P C R 等検査の無料化

P C R 等検査の無料化については、全ての都道府県で円滑な運用が行えるよう、国において、検査事業者に対し地方へ事業展開するよう働きかけを行うとともに、民間検査機関が極めて少ない地方の実態を踏まえた適切な検査単価の設定や、検査事業者の設備投資に対する十分な支援を講じること。

財源については、円滑な体制整備のため、自治体が必要とする体制整備に要する経費及び検査費用について、全て国が負担すること。

感染拡大期における検査の無料化について、来年度以降の実施の有無が示されていないため、いつまで継続するのかなど、今後の方針を明確にすること。

また、制度の周知について、都道府県等に対し、「感染不安を感じる」者の対象や範囲など制度の詳細な内容を速やかに示すとともに、検査無料の適用要件など国民に対して適切に周知すること。

#### (9) 感染拡大期における対応

感染を抑え込むためには、早期の対策が有効であることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、感染状況に即応して発動できるよう、国会報告等も含めて手続の簡素化・迅速化を図り、知事の要請に応じて迅速かつ機動的に発動できる仕組みに見直すこと。

なお、都道府県が躊躇することなくスピード感をもって感染の抑え込みに取り組めるよう十分な財源措置を講じるとともに、例えば、時短要請に伴う協力金など、国の交付金の支給要件等が実質的に知事の裁量を制限することになるため、弾力的に対応できる制度に見直すこと。

また、各都道府県が特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき各地域で独自に取り組む休業要請や営業時間短縮要請について、今後、第三者認証を受けた飲食店は時短要請及び協力金の対象外となる見込みであり、協力金の対象となるために第三者認証を辞退する店舗が増加することが懸念される。第三者認証を受けた飲食店についても時短要請及び協力金の対象とするとともに、併せて協力金の単価も見直すこと。

さらに、規模別協力金について、要請に従っていないことが判明した場合、協力金の返還、将来にわたる債権管理に必要な法令の整備や申請者情報の管理などの課題が生じることから、来年度以降も必要な財政措置を講じるとともに、回収不可能となった協力金については都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること。

## 2. ワクチン接種の円滑な実施について

### (1) 追加接種（3回目接種）の実施に向けた取組

追加接種（3回目接種）については、2回目接種後原則8か月以上（少なくとも6か月以上）経過した18歳以上の方を対象に実施する方針とされたが、詳細部分はまだ結論が出ていない内容もあるため、以下の項目について実務を担う自治体の意見を踏まえながら早急に検討を進め、見解を示すこと。

- ・「原則8か月」という経過期間について、6か月経過すると接種可能という誤った認識が国民に広がっていることから、例外的取扱であることを改めて強く発信すること。また、例外的取扱についての自治体の具体的な判断基準を3回目接種の開始前までに明示し、自治体が前倒しを判断した場合は、必要な種類のワクチンを確実に供給すること。
- ・追加接種の必要性・有効性、副反応について、ファイザー・モデルナそれぞれの最新データを明らかにし、国民が納得して接種できるよう、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を行うこと。
- ・今月17日に示されたワクチンの配分について、1・2回目と同種のワクチンを接種希望する場合、モデルナは現時点の接種実績を上回る量が配分されることとなった。一方、ファイザーは1・2回目の未接種ワクチンを活用したとしても、3月には不足する自治体が出てくる可能性があることから、ファイザーの配送スケジュールの前倒しと、モデルナも含めた具体的な配分量、配送スケジュールなどを早期に示すこと。
- ・mRNAワクチン間の交互接種が認められたことを踏まえ、交互接種の安全性について丁寧に説明するとともに、各市区町村におけるファイザー・モデルナ2種類のワクチンの接種体制や機会の確保に関する考え方を早急に示すこと。
- ・大規模接種会場（モデルナ使用）について、国が実施するかどうか、また都道府県による設置の可否を、財源措置や来年度の見通しも含め、早期に明示すること。
- ・職域接種について、引き続き速やかにきめ細かな情報提供を行うとともに、実施時期の柔軟な調整や企業の規模・実施形態に関わらない財政支援など、企業等が実施しやすい対策を講じること。
- ・1・2回目と同様に人材確保が課題となるため、へき地以外への看護師、准看護師の労働派遣を可能とする省令の期間延長を検討すること。
- ・高齢者人口が500人未満の市町村や離島等においては、高齢者向け優先接種の時点で16歳以上18歳未満の方も対象に接種を実施しているため、該当者への対応を速やかに検討すること。
- ・VRSは住民基本台帳と連動していないため、1・2回目接種後に転出入した場合、有効な接種券が送付されないことが想定される。希望される全て

の方に接種券が届くよう、国の責任において必要な手続面など広く広報を行うこと。

- ・医薬品卸業者による低温での小分け流通の体制を構築すること。
- ・追加接種に要する費用については、地方の負担が生じないよう、国において確実に財政措置を講じること。

## (2) 12歳未満の子供への接種の在り方の検討

5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種を実施する場合、速やかに接種を開始するための準備を進めるよう通知があったところであるが、実施する場合には、以下の項目について見解を示すこと。

- ・国内では12歳未満の感染による死亡例はなく、重症化リスクも低いと言われていることから、先行しているアメリカでの知見も踏まえ、ワクチンの効果や副反応について、より分かりやすく丁寧な情報発信を行うこと。
- ・接種を受ける努力義務及び自治体の勧奨義務については、慎重に検討を行うこと。
- ・1人当たり接種量が異なることを踏まえ、間違い接種の防止策を確実に講じること。
- ・対象人口の相違や1バイアル当たりの接種者数の増加に伴い、余剰ワクチンが発生することも想定されることから、やむを得ない場合のワクチン廃棄を許容すること。
- ・特に小規模自治体では対象となる子供の人数が少ないとから、複数の市区町村で接種体制を構築する場合の住所地外接種届の省略など、市区町村や医療機関への支援を一層充実すること。
- ・追加接種のスケジュールと重なることや、システム改修をはじめ準備期間が必要となることから、早期の情報提供など、できる限り市区町村や医療機関の負担軽減を図ること。

## (3) 1・2回目接種体制の継続

東日本大震災に係る避難者等を含め、1・2回目接種が完了していない方への接種機会の提供継続について国として周知を図るとともに、必要なワクチンの確保や財政面も含めた接種体制の構築支援を継続すること。

## (4) 若者に向けた正しい情報の発信

若年層の間で、ワクチンの副反応等に関する誤った情報が、ネット等を通じて拡散していることから、ワクチン接種の効果などに関する正確な情報を分かりやすく、確実に伝え、十分な理解が得られるよう、SNSの活用や教育現場での周知など、取組を抜本的に強化するとともに、自治体が行う接種促進策を強力に支援すること。

### **3. 保健・医療体制及び水際対策の強化について**

#### **(1) 保健・医療人材の確保**

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要である。国としても保健師の派遣や育成など体制の維持・充実に向けて取り組むとともに、自治体が必要な人員を確保するための財源を措置すること。

また、次の感染拡大に備え、病床の確保だけではなく病床を稼働させる人材の確保も重要である。病床ひつ迫に際しては、宿泊療養施設の拡大、臨時医療施設や酸素ステーションの設置など医療人材の確保が困難になることから、広域的な対応を図るとともに、へき地で認められている労働者派遣による看護師等の配置を認めるなど柔軟な対応を検討すること。

なお、更なる感染拡大時に、国が要請するとしている医療人材の派遣等に当たっては、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮すること。

さらには、医療従事者を派遣することに伴い休床・休棟が生じる医療機関へ休床補償を行うための経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

加えて、宿泊療養施設等における勤務についてもワクチン接種と同様に労働者派遣や被扶養者の収入確認の特例の対象とすること。

高齢・障害者施設等においては、オンラインも含めて診察等を行う医師及び健康観察を行う看護師を国が雇い上げ、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。

#### **(2) 保健所機能の強化**

感染が拡大する前に迅速かつ的確な対応がとれるよう、感染ルートの探知、積極的疫学調査の徹底、入院等の調整など保健所機能の強化に対し支援すること。

さらに、保健当局間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有を迅速に行うための実効性ある体制整備を早急に図るとともに、陽性者が越境する事例等が生じないよう感染症法の厳格な運用を図ること。

保健所業務の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症に係る高額所得世帯の入院治療費の自己負担廃止による算定事務の効率化、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図るとともに、保健所業務のデジタル化をさらに推進すること。

#### **(3) スクリーニング検査や全ゲノム解析の全国展開**

変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、国として地方衛生研究所の体制整備や民間検査機関への委託を活用した検査実施の支援、試薬

の開発や配分、検体の保管ルール等の設定、民間検査機関における実施の働きかけを行うこと。

また、各都道府県で全ゲノム解析を導入できるよう、専門知識・技術を有する職員の長期間の派遣、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設・設備整備の補助金の創設、検査機器の貸与増や試薬・器材の安定供給体制の確保など、地域における遺伝子解析を支援することとし、これらの経費は国において全額財政措置をすること。

#### (4) 地域医療体制への支援

今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。

#### (5) 入院待機施設への支援拡充

都道府県が設置する入院待機施設について、宿泊療養施設として位置づけた場合は全額国庫負担となるが、臨時医療施設として位置づけた場合は、運営に必要な経費は、診療報酬で対応する仕組みとなっており補助対象とならず、診療報酬相当額である4分の1は地方負担となる。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、国が全額財政措置を行うこと。

#### (6) 自宅療養者への対応

自宅療養者の個人情報の取扱いについては、都道府県と市区町村が連携しやすいよう、都道府県に実施の可否を判断させるのではなく、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法の中に個人情報の提供の根拠を定めること。

感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策の考え方を示すこと。

#### (7) 後遺症に係る医療提供体制の整備

後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、後遺症の診療の手引きを作成するとともに、これらの情報を国民に広く周知し、また都道府県へ情報共有するとともに、各都道府県が実施する後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

## (8) 治療薬等の開発支援・中和抗体薬の活用促進

現在国内で開発や治験が進んでいる経口薬については、国において安全性等を踏まえ早期に承認検討の手続きを行うとともに、承認後は速やかに供給スケジュールや供給見込みを示すこと。

また、国産ワクチンの速やかな製造・販売に向け、重点的な支援を行うこと。

さらに、中和抗体薬の発症抑制のための投与について、療養病院や高齢者施設等でのクラスター発生時に重症化リスクを持つワクチン未接種者の濃厚接触者に早期投与が可能となるよう、対象者を拡充すること。

## (9) 医療提供体制の確保のための財政措置

更なる病床確保や病床使用率8割以上の稼働など、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像で示された医療提供体制の確実な整備に向け、都道府県が実施する施策への財政措置を確実に講じること。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、空床確保料は令和4年1月以降も当面実施されることとなっているが、医療提供体制拡充のために必要な経費を対象とすること。

## (10) 感染患者の受入に対する財政支援の強化

診療・検査医療機関や感染患者の入院受入医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。

また、病床確保について、引き続き十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うこと。

併せて、周産期や認知症の陽性者受入病院への支援や小児医療体制支援等を強化する仕組みづくりを国として構築すること。

## (11) 感染症患者受入れ医療機関等に対する迅速かつ安定的な財政支援

深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、速やかに実現すること。

また、院内感染時のさらなる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とともに、これまでに確保した全ての病床に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、同交付金において地方

が必要とする額を確保すること。

さらに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴って生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。

併せて、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。

#### (12) 重症病床以外で重症患者を受け入れる場合の診療報酬の見直し

緊急的に中等症病床など重症病床以外で重症患者を受け入れる場合、当該患者の診療報酬について、病院の負担を考慮し、臨時的な取扱いで示された人員配置や報告の有無にかかわらず、ICU又はHCU入院料と同等の診療報酬を算定できるようにすること。

また、上記のような状況が継続した場合、その実態を踏まえ、当該病床の空床確保料について、ICU又はHCUと同等の単価を適用できるようにすること。

#### (13) オンライン・電話診療に係る診療報酬の見直し

オンライン・電話診療の普及・拡大は必須であるが、対面形式と比較して診療報酬が低額であり、労力や負担に見合っておらず、活用を阻害する要因となっているため、適切な診療報酬体系に見直すこと。

#### (14) 高齢者、障害者及び児童の入所施設等でのクラスター発生防止

医療機関や高齢者、障害者及び児童の入所施設における従事者への集中的検査や、新規の入院・入所者に対するPCR検査、さらには感染が確認された場合の支援チームの派遣について、緊急事態宣言等の対象地域に限らず全国すべてで財政措置を行うこと。

また、クラスター発生時における現地の施設内での療養のあり方について、障害者施設も高齢者施設と同様にかかり増し経費の補助を行うことも含め検討すること。

さらに、入所施設内で感染者が発生した際の、陰性者の一時的な受入先確保に向けた社会福祉施設等の借上げに当たり、都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること。

併せて、保育所等の児童福祉施設等における感染拡大に対応するため、新型コロナウイルス感染症防止や事業継続計画（BCP）の指針、保育士等の

研修プログラムを早急に作成すること。

なお、多くの高齢者施設で職員及び入所者へのワクチン接種が完了していることや、国民の行動制限の緩和などの現状を踏まえ、施設において、感染対策を徹底した上で行動制限を緩和できるよう、国は、高齢者施設における面談や外出のあり方についてガイドラインを早急に示すこと。

#### (15) 学校等における感染対策支援

ワクチン接種の対象年齢に満たない児童や幼児が利用する小学校や放課後児童クラブ、保育所、幼稚園をはじめとする学校等における保健衛生用品の購入や教職員も含めたPCR検査の実施、CO<sub>2</sub>モニター等の機器整備、エアコンや手洗い場設置等の環境整備など、感染防止対策に要する経費について、十分な財源を確保し適切な支援を行うこと。また、業務に従事する職員等に慰労金を支給するなどの支援策を講じること。

さらに、小学校の臨時休校等により、休暇を取得せざるを得ない保護者に対する小学校休業等対応助成金・支援金については、一人でも多くの方が支援を受けられるよう、国が責任をもって、周知を図ること。

#### (16) 水際対策の徹底

世界各国での変異株の確認等を踏まえ、新たな変異株に対する水際対策を徹底し、対象となる変異株の流行国・地域からの入国については、感染状況に応じて機動的に対象国を拡大すること。

また、入国者に係る都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組み、健康観察期間中に有症状となった場合は、症状の程度にかかわらず漏れなく把握し、管轄保健所への通知と医療機関受診のフォローアップ徹底を図ること。

併せて、外国からの船舶入港前に取得している情報を、港湾管理者に伝達すること。

また、外国人観光客の受け入れ再開に向け、海外のワクチン接種や入国制限緩和の状況を踏まえた具体的なプロセスを早急に示すとともに、地方空港における国際線の再開においては、新型コロナワクチン接種証明書の活用などを含め、必要な体制を確保すること。

### 4. 全国の事業者への支援及び雇用対策について

#### (1) 新たな経済対策の早期執行

新型感染症の影響により厳しい状況にある事業者に対し、地域、業種を限定せず、事業規模に応じて支給する給付金をはじめ、新たな経済対策を早期

に実施すること。

また、経済対策に要する財源については、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の責任において、全ての自治体に対し確実に措置すること。

## (2) 地方創生臨時交付金等の総額確保と弾力的な運用

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等については、全国において地域経済への支援やこれまでの知見を踏まえたより効果的な感染対策等を引き続き講じるため、市区町村分を含む2兆円規模の増額について、予備費からの充当も含め、引き続き交付金を確保し、地方に対して早期にその見通しを示すこと。

さらに、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を越えて柔軟な執行が可能となるよう、繰越要件の弾力化や基金積立要件など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図り、早期にその方針を示すこと。

## (3) 事業者への支援

全国の幅広い業種の事業者への深刻な影響が長期化していることから、事業復活支援金をはじめとした、事業者向け給付金の支給や月次支援金の継続支給など、国においては、事業者の実状に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援を講じること。

また、これまでの事業者支援の実態も踏まえ、対象地域など支給対象の拡大や、支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和などを図るとともに、実施にあたっては、申請手続きの簡素化や、迅速な給付を行うこと。

併せて、都道府県が行う事業者支援・感染防止対策に必要な財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額確保とともに、速やかに追加交付を行うこと。

また、セーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間の延長及び8月1日から指定対象業種が減少したセーフティネット保証5号の全業種の再指定、税や保険料の軽減・猶予等の措置を講じること。

なお、人手不足となっている製造業などが外国人労働者により十分な労働力を確保できるよう、入国の際に有効と認めるワクチンの種類や証明書発行国の拡大の検討を行うとともに、1日当たりの入国人数上限について外国人枠の設定を含めて緩和すること。併せて入国者の受け入れについて、手続きの簡素化、デジタル化、受入責任者への支援策を検討すること。

## (4) 雇用調整助成金の特例措置の維持

雇用調整助成金等の特例措置について、現行特例は令和4年3月末まで延長し、現在の助成率は3月末まで継続しつつ、日額上限は段階的に見直す方

針が示されたが、今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

#### (5) 中小企業の事業支援

中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。

また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や、添付書類の簡素化、事務手続き（採択、交付申請、交付決定等）の迅速化、補助事業終了後の速やかな事務処理（補助金額の確定等）なども図ること。

小規模事業者を対象とした商工団体の相談・指導機能などの強化について支援を行うこと。

#### (6) 事業者の資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、新規・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底や、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。

また、中小零細事業者等に対し償還・据置期間の見直しを弾力的に行うほか、追加融資のニーズに対応するための信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息、その他、国の民間金融機関を通じた無利子・無保証料融資の終了後も都道府県が独自の資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援を行うこと。

さらに、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、コロナ禍が長期化する現状を踏まえ、特に事業の継続と雇用の維持に重点を置いて、事業者や労働者等への支援を行うこと。

#### (7) 観光事業への支援

Go To トラベル事業については感染が落ち着いている広域地域を対象とすることにより早期に再開すること。事業の再開に当たっては、事前に都道府県と情報共有を図るとともに、旅行者や観光関連事業者が適切な計画や準備

を整えられるよう、早急に制度を決定し、周知を図ること。また、移動コストが多くかかる離島においては、上限額や割引率の引き上げなどの特例措置を設けること。

Go To トラベル事業の要件として、ワクチン・検査パッケージ制度を導入しようとする議論があるが、検査体制が十分に構築されていない地方に不利益が生じないよう、要件化の可否や導入の時期については、都道府県と協議の上、適切に判断すること。

加えて、事業期間の柔軟な対応や、観光地での消費につながる地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となる割引率の効果的な設定等の工夫をすること。さらに、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の速やかな創設を検討すること。

なお、これまでの観光事業支援の恩恵にあづかれない小規模・零細な宿泊業、旅行代理店、貸切バスやタクシー、レンタカー、土産物店などの事業者へのきめ細やかな支援を創設すること。

また、ポストコロナを見据え、インバウンド再開に向けた条件やロードマップなどを含め、観光と感染拡大の関係性の分析・検討を行い、国内旅行及び外国人旅行客の受入れに関する観光再生ビジョンを強力に打ち出すこと。

感染拡大防止等支援については、負担軽減支援が途切れることがないよう事業費の翌年度への繰越や予算の増額・追加配分を行うこと。

#### (8) 地域観光事業支援の拡充等

地域観光事業支援(県民割等)に係る予算の増額・追加配分等を行うほか、対象として追加された「隣県」の範囲や考え方について、アクセス等の条件面も考慮した上で明確に示すこと。

#### (9) Go To キャンペーン事業の促進

Go To キャンペーン事業は地域経済に与える効果が大きいことから、各都道府県知事の意見も踏まえた上で、実施に当たっては柔軟に対応すること。

また、地域の実情に応じて、Go To イート食事券の販売期限及び利用期限の更なる延長を行うとともに、食事券のプレミアム率の引き上げ及び発行額を拡充すること。

延長に伴い必要となる事務費等について、十分な財政措置を行い、事業費の不足が事業の停止を招くことのないようにすること。さらに、都道府県の判断に伴う販売等停止期間分の延長については、地域の事情に応じて柔軟に対応すること。加えて、食事券の既発行分が完売している都道府県においても追加実施すること。

さらに、現行の Go To イート事業終了後においても、飲食業の需要喚起と食材を供給する農林漁業者等への支援を継続するため、引き続き同様の経済

対策を実施すること。

なお、事業者や国民に混乱を与えることのないよう食事券の取扱いについて、適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。

#### (10) 食料生産と農山漁村を担う農林漁業者への支援

観光需要の激減や、飲食店の営業自粛など業務用米の需要低迷による米の概算金下落、燃油価格の高騰などにより、米農家は大変厳しい現状に直面していることから、消費拡大策を重点的に支援するとともに、主食用米の価格安定に向け、積極的な米の需給改善策を講じること。

また、国民のいのちをつなぐ食料生産を担う我が国の農林水産業の維持・継続に向け、新型コロナの影響による民間在庫量の増加分について、国主導による真に実効性のある在庫対策を速やかに実施するなど厳しい状況に直面している生産者に対し、実態に応じたきめ細かな支援を行うこと。

さらに、農林水産物の販売が不安定になる中で、農業者・漁業者が安心して経営に取り組めるよう、農業収入保険の加入要件の緩和や特例措置の継続、漁業収入安定対策事業における補償水準の維持など、セーフティネットの充実を図ること。

#### (11) 交通事業者等への支援

非常に大きな打撃を受けたバス、鉄道、空港会社を含む航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、空港会社に対し、航空機及び空港の安全確保等を図るため、航空機の離着陸に必要な基本施設の点検及び維持・修繕、国管理空港と同様な着陸料の減免に要する経費への支援等の直接的な支援を行うこと。

さらに、JRローカル線を含めた地域鉄道の安定的な維持・存続を図るために、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するとともに、新型コロナウィルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないよう、路線ごとの構造的課題への対策を含め国として積極的に関与すること。

#### (12) サプライチェーンの強靭化に対する支援

地方の生産拠点強化を図ることにより、地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される中で、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予算措置状況が補助希望額と大きく乖離している。

必要かつ十分な予算を確保するとともに、中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、長期的に活用できることにする。

#### (13) 航空機産業関連事業者への支援

世界的な旅客機需要の大幅な落ち込みにより、航空機産業関連事業者は厳しい経営環境に直面しているが、この需要低迷はさらに数年間は続くことが予測されていることから、防衛機や防衛装備品を始めとした官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続など、事業継続の支援を行うこと。

#### (14) イベント主催者等への支援

感染対策を十分に講じた上で施設運営や個人が実施する、文化芸術活動等に対して支援を行うこと。

さらに、結婚式場等の支援や結婚等についての気運醸成、自粛が続く団体客向けの大規模な宴会場への支援など、支援の届かない事業者への対策を講ずること。

#### (15) 在籍型出向の周知・非正規雇用労働者等への支援

在籍型出向について、制度活用に向けて徹底した周知を行うとともに、提出書類の簡素化を図ること。加えて、中堅・大企業等についても出向元・出向先双方に対する助成を中小企業並みに引き上げること。

### 5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

#### (1) 人権を守る対策

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらにはワクチン接種を受けていない者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

#### (2) 孤独・孤立対策及び生活困窮者への支援

孤独・孤立対策を強力に進めるため、国においては孤独・孤立対策に関する連絡調整会議や3つのタスクフォースでの議論を早急に進めて、同対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなどの対策の全体像を早期に提示すること。

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弹力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じること。

また、生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和を継続すること。さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、支給要件（収入、資産、求職活動）を緩和すること。

### （3）子どもや学生、学校への支援

子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化など、子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保するために必要な施策を講ずること。

また、全ての児童生徒の平等な学習機会確保のため、低所得者世帯におけるオンライン学習に必要な「高校生等奨学給付金制度」等の通信費補助を拡充するとともに、インターネット通信環境のない世帯への通信費支援等を行う自治体に対する補助制度を創設するなど、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。

加えて、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

令和3年11月21日

#### 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治
本部員	41都道府県知事	

# 第6波への備えと日常生活の回復に向けて

我々全国知事会は、新型コロナウイルスの感染を抑え込み、コロナ禍においても、感染リスクを引き下げながら社会経済活動を継続し、日常生活を取り戻すことができるよう、国と連携し、国民の安全・安心の確保に全力で取り組みます。

国民の皆様におかれでは、次の感染拡大を引き起こさないよう、引き続き、基本的な感染対策の徹底に、ご理解とご協力をお願いします。

## 安全・安心な日常生活の確保に取り組みます！

- 今夏の第5波を教訓に、次の感染拡大に備えて、病床の更なる確保や宿泊療養施設の充実、医療人材の確保など、医療提供体制の整備・強化に取り組みます。
- 保健所機能を強化し、積極的疫学調査を徹底することで、濃厚接触者の早期発見、早期治療につなげ、感染を封じ込めるとともに、重症化や病床のひっ迫を防ぎます。
- 追加接種を含めて、希望する全ての方がワクチンを円滑に接種できる体制を整備します。
- 中和抗体治療の普及促進や経口薬の早期実用化に向けて、国に対し、積極的な取組を働きかけていきます。

## 基本的な感染対策の継続を！

- ワクチンを接種した方も含め、飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用し、手洗い、手指消毒、体調管理、三密回避、換気といった基本的な感染対策を徹底しましょう。
- ワクチン接種は発症と重症化を予防します。ワクチンの効果と副反応等のリスクを正しく理解し、まだ接種されていない方は1・2回目の接種を、2回目の接種を終えた方は追加接種をご検討ください。
- 発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、通勤・通学・通園などの外出を控え、すぐに医療機関に電話のうえ受診しましょう。

令和3年11月21日

全 国 知 事 会

